資料1

木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会　規約、規程の改訂について

木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会　規約　改訂（案）

（名称）

第１条　この会議は、水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号）第 15 条の 9、第 15 条の 10 に基づく他、淀川流域治水協議会規約第 3 条の 2 に基づく木津川上流分会を兼ねる組織とすることとし、名称を「木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本協議会は、堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害や局地的大雨や集中豪雨等に伴う大規模な土砂災害に備え、市町村、府県、ダム管理者、河川管理者等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

　また、近年の豪雨や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、淀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（対象地域）

第３条　対象地域は淀川水系木津川上流域（国管理河川・砂防及び三重県・京都府・奈良県管理河川・砂防）とする。

（協議会の構成）

第４条　協議会は、別表１に掲げる者をもって構成する。

２　協議会に会長、副会長を置く。任期は 2 年とし、会長、副会長は協議会構成員の互選によってこれを定める。

３　会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

４　協議会の運営、進行は事務局が行う。

５　第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の開催）

第５条　協議会の開催は、必要に応じ会長が招集する。構成員は、本務のためやむを得ない場合は代理人を出席させることができる。

２　協議会の議長は、会長が務める。

３　会長が必要と認めた場合は、会長が指名する者を参加させることができる。

４　協議会における議決は、出席者の多数決によることを原則とする。

（幹事会）

第６条　協議会の円滑な運営を行うため、協議会に三重・京都圏域ブロック幹事会及び奈良圏域ブロック幹事会を置く。

２　幹事会組織運営に関し必要な事項は、別に定める。

（協議会の実施事項）

第７条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

１　洪水の浸水想定等の水害リスク情報や土砂警戒情報・区域等を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
２　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実施するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
３　円滑かつ迅速な避難、的確な土砂災害に関する活動を実施するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
４　協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、情報共有、相互の支援、協力に関する協議・調整を行う。
５　その他、大規模水害・土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。
６　木津川上流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
７　河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
８　「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
９　その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）
第８条　協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
２　幹事会は、審議結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）
第９条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、公表しないものとする。
２　協議会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した各構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）
第１０条　本協議会の事務局は、木津川上流河川事務所内に置き、運営にあたって互いに協力するものとする。

（雑則）
第１１条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第１２条　本規約は、平成２８年６月１日から施行する。

平成２９年　５月３０日一部改定

平成３０年　６月　１日一部改定

令和　２年１０月１６日一部改定

令和　３年　２月１５日一部改訂

令和　４年　５月１２日一部改訂

令和　５年　３月　１日一部改訂

令和　５年　５月１０日一部改訂

令和　６年　３月１５日一部改訂

令和　６年　４月３０日一部改訂

別表１

木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会

■構成員

構成※	構成機関名	協議会構成員	水防法第 15 条の 9、第 15 条の 10 に基づく構成員	淀川流域治水協議会規約第 3 条の 2 に基づく構成員
	伊賀市	伊賀市長	○	○
	名張市	名張市長	○	○
	津市	津市長	○	○
	笠置町	笠置町長	○	○
○	南山城村	南山城村長	○	○
	山添村	山添村長	○	○
◎	宇陀市	宇陀市長	○	○
	曽爾村	曽爾村長	○	○
	御杖村	御杖村長	○	○
	三重県	三重県 水災害対策監	－	○
		三重県 伊賀建設事務所長	○	－
		三重県 伊賀地域防災総合事務所長	○	－
		三重県 津建設事務所長	○	－
		三重県 津地域防災総合事務所長	○	－
	京都府	京都府 建設交通部理事	－	○
		京都府 山城南土木事務所長	○	－
	奈良県	奈良県 河川政策官	－	○
		奈良県 奈良土木事務所長	○	－
		奈良県 宇陀土木事務所長	○	－
	水資源機構関西支社 木津川ダム総合管理所	木津川ダム総合管理所長	○	○
	津地方気象台	津地方気象台長	○	○
	奈良地方気象台	奈良地方気象台長	○	○
	国立研究開発法人森林研究・整備機構　森林整備センター近畿北陸整備局	国立研究開発法人森林研究・整備機構　森林整備センター近畿北陸整備局長	－	○
	西日本旅客鉄道株式会社	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部　阪奈支社長	－	○
	近畿日本鉄道株式会社	近畿日本鉄道株式会社 大阪統括部　施設部長	－	○
	伊賀鉄道株式会社	伊賀鉄道株式会社 鉄道営業部長	－	○

	国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所	淀川ダム統合管理事務所長	○	○
	国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所	木津川上流河川事務所長	○	○
	国土交通省 近畿地方整備局 紀伊山系砂防事務所	紀伊山系砂防事務所長	○	○
	農林水産省　近畿農政局	農村振興部 洪水調節機能強化対策官	－	○
	農林水産省　近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所	淀川水系土地改良調査管理事務所長	－	○
	農林水産省　東海農政局	農村振興部 洪水調節機能強化対策官	－	○
	日本防災士会	三重県支部長	—	○
	日本防災士会	京都府支部長	—	○
	日本防災士会	奈良県支部長	—	○

※構成　◎：会長、○副会長

■事務局
　※木津川上流河川事務所（全体窓口）